

- 水産海洋ハンドブック訂正一覧 -  
 は1刷のみ適用(2刷では訂正されています)

●5ページ

※左, 最下行:

(表1.1.1) [削除]

●9ページ

※左, 下から2行目:(rise) (swell)

●54ページ

表1.3.1, ②7行目:

*Gymnodinium*(*Karenia*)*brevis* *Karenia brevis*

表1.3.1, ③3行目:

*Gymnodinium*(*Karenia*)*nikimotoi*

*Karenia mikimotoi*

右, 下から7行目:*antiqua* ,*C. marina*)

*antiqua* (*C. marina* ,*C. ovata*)

右, 下から5行目:

**ギムノディニウム**(*Gymnodinium mikimotoi* 近年は*Karenia* 属と呼ぶことが提案されている)

**カレニア**(*Karenia mikimotoi* 以前はギムノディニウムと呼ばれていた)

●55ページ

図1.3.3, キャプション7行目:

*Gymnodinium*(*Karenia*)*nikimotoi*

*Karenia mikimotoi*

右, 2行目, 5行目, 下から3行目:

**ギムノディニウム** **カレニア**

図1.3.4, キャプション2行目:

**ギムノディニウム**

**ギムノディニウム**(現在はカレニアと呼ばれる)

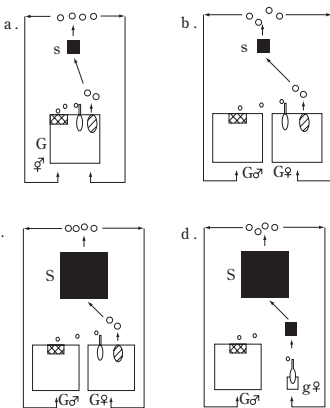
●57ページ

左, 21, 22行目:**ギムノディニウム** **カレニア**

※左, 25行目:**高度成長** **高度経済成長**

●65ページ

※図2.1.2:[下図に差し替え]

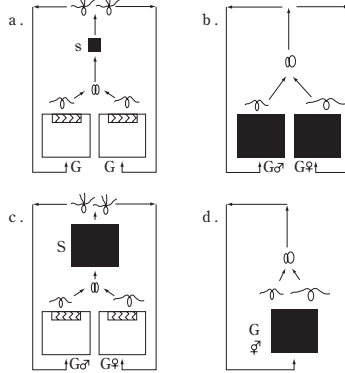


※図2.1.2, キャプション文末:[追加]

**注**ワッフルイノリはGG♂(図2.1.2のb)

●66ページ

※図2.1.3:[下図に差し替え]



※右, 21行目:GGS GG♂

※右, 27行目:

(図2.1.3のa) (図2.1.3のc)

●109ページ

※右, 18, 32行目:**染色体** **核相**

●110ページ

※右, 下から12行目:**染色体** **核相**

●117ページ

※右, 8行目:

spent ,サケの spent ,大西洋サケの

※右, 下から11行目:

downstream migration catadromy

※右, 下から10行目:

upstream migration anadromy

※右, 下から9行目:

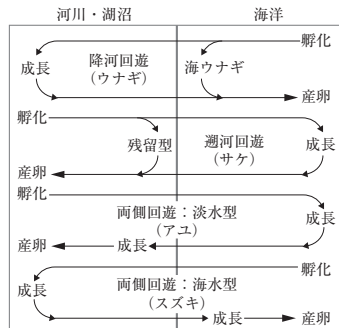
amphidromous migration amphidromy

※図2.2.16内, 右上方矢印説明:**補充** **加入**

※図2.2.16キャプション:Haxden Harden

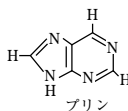
●118ページ

※図2.2.17:[下図に差し替え]



- 119ページ  
※右, 10行目: 記録 刷り込み
- 139ページ  
※左, 下から5行目:  
データが推定できると データが得られると
- 143ページ  
※左, 2行目:  
初期成長が特定の閾値を越えた個体が  
同程度の体長でも初期成長の速い個体が
- 178ページ  
※左, 下から13行目:  
ニジマス(*O. gairdnerii*)は日本水産学会でもタイセイヨウサケ属(*Salmo*)から  
ニジマス(*O. mykiss*)は日本水産学会でもタイセイヨウサケ属(*Salmo*)から
- 181ページ  
※左, 下から15行目:  
 $SL = 565[1 - \exp(-0.229(t + 0.544))]$   
 $SL = 565[1 - \exp(-0.229(t + 0.544))]$
- 182ページ  
※左, 10行目: *Scianidae* Scianidae
- 242ページ  
※図4.8.3内, 縦軸:  
規準化 TS cm(dB) 規準化 TS(TS cm)(dB)
- 302ページ  
※左, 下から4行目:  
さけ・ます資源管理センター千歳支所  
さけますセンター千歳事業所
- 305ページ  
※左, 19行目:  
精子と卵を十分に混合して受精を  
精子と卵を混合した後, 受精を
- ※左, 下から4行目:  
1 m × 1 m × 60 cm 1 m × 60 cm × 60 cm
- 349ページ  
※右, 下から2行目:  
*Trionyx sinensis japonicus* *Pelodiscus sinensis*
- 351ページ  
※左, 12行目: Chaetoceros 類 *Chaetoceros* 類
- 369ページ  
※右, 下から16行目:  
*Photobacterium damsela* subsp.  
*Photobacterium damsela* subsp.
- 371ページ  
※右, 下から19行目:  
*Aphanomyces piscicida* が  
*Aphanomyces invadans*( = *A. piscicida*) が  
※右, 下から4行目:  
イクチオフォヌス病 イクチオホヌス病

- 395ページ  
※右, 1行目:  
左旋性の [ 削除 ]
- 397ページ  
※左, 下から10行目:  
幼児期にはヒスチジンも必須アミノ酸となる。  
ヒスチジンも 1985 年以降必須アミノ酸とされている。  
※右, 下から13行目:  
酵素反応の生体内 酵素反応 生体内
- 398ページ  
※右, 1行目: 中心主義 セントラルドグマ  
※図6.2.2内, プリン: [下記と差し替え]



- 409ページ  
※図6.3.2内, ホスファチジルエタノールアミン:  
[下記と差し替え]  
ホスファチジルエタノールアミン  
$$\begin{array}{c} \text{H}_2\text{C}-\text{O}-\text{C}(=\text{O})-(\text{CH}_2)_n-\text{CH}_3 \\ | \\ \text{HC}-\text{O}-\text{C}(=\text{O})-(\text{CH}_2)_n-\text{CH}_3 \\ | \\ \text{H}_2\text{C}-\text{O}-\text{P}(=\text{O})(\text{O}^-)-\text{C}(\text{H})(\text{H})-\text{NH}_3^+ \end{array}$$
- 411ページ  
※右, 下から2行目:  
非共役二重結合(non-methylene-interrupted diene)の非メチレン中断型結合(non-methylene interrupted)の
- 416ページ  
※左, 下から3行目:  
 $sn - 1$  位の脂肪酸  
 $sn - 1$  位および  $sn - 3$  位の脂肪酸
- ※右, 下から9行目:  
酵素的加水分解生成する  
酵素的加水分解で生成する
- 420ページ  
※右, 5行目:  
トリペプチドのグルタチオン  
トリペプチド( $g \cdot \text{Glu} \cdot \text{Cys} \cdot \text{Gly}$ )のグルタチオン
- 424ページ  
※左, 下から2行目:  
第4級アンモニウム塩基 第4アンモニウム塩基
- 428ページ  
※右, 11行目: tasteactive taste-active

●429ページ

※表6.4.10, ホタテガイの主要アミノ酸の項:

<b>ホタテガイ</b>	<b>ホタテガイ</b>
Glu	Glu
Gly	Gly
Ala	Ala
Arg	Arg

※表6.4.10, 第4級アンモニウム塩基の項:

**第4級アンモニウム塩基** **第4アンモニウム塩基**

●430ページ

※右, 15行目:

**第4級アンモニウム塩基** **第4アンモニウム塩基**

●433ページ

※左, 22行目:

**放出される 肺や鰓では逆に酸素親和性が高くなる (ポーア効果) . 放出される(ポーア効果) 肺や鰓では逆に酸素親和性が高くなる .**

●434ページ

※左, 6行目:

**体色に大きな影響を及ぼす . 体色の調節に重要である .**

※左, 13行目:

**養殖池の遮光が 養殖池に遮光が**

左, 17~22行目:

**他方 貯蔵 加工中に... ~ カニ缶詰の褐変などが生じる . [ 左最下行に移動 ]**

左, 最下行:

**黄色の蛍光を発する . 黄色の蛍光を発するが 無色のものもある 微生物や動物に広く分布し, 一部の魚類では体表や鰓の色調に關与する .**

※右, 15行目:

**臭細胞は特定の 嗅細胞は特定の**

●438ページ

※左, 8行目:

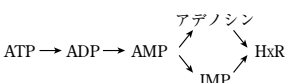
**アミドアデノシン アミドアデニン**

●439ページ

※左, 最下行:

**一部のエビやカニ類 一部の無脊椎動物**

※図6.7.5:[下図に差し替え]



→ Hx, リボース, リボース-1リン酸

●440ページ

※右, 下から4行目:ATPase **濃度** ATPase **活性**

●445ページ

※左, 下から7行目:

**2 カラゲナン 2 カラゲナン(カラギーナン)**

●489ページ

※右, 4行目:

**K カラゲナン K カラゲナン(カラギーナン)**

●490ページ

※左, 下から4行目:

**言葉は, 文部省 言葉は, 1984年, 文部省**

※右, 3行目:

**(当時)が創設した (当時)が 1991年, 創設した**

●492ページ

※左, 12行目:

**区分 効能, 区分, 食品のジャンル,**

●508ページ

右, 下から13行目:

**小型球形ウイルス ノロウイルス**

●509ページ

図7.3.1, 凡例最下行:

**小型球形ウイルス ノロウイルス**

表7.3.3, 下から6行目:

**小型球形ウイルス ノロウイルス**

表7.3.3, 最下行:

**アニサキス(Anisakis) [ 削除 ]**

●510ページ

左, 12行目:

**小型球形ウイルス ノロウイルス**

●512ページ

左, 22~36行目: [d 項見出しと最初の2パラグラフを下記文章に差し替え]

**d. ノロウイルス食中毒**

**ノロウイルス食中毒は, わが国では 1998年より正式に微生物性食中毒として行政的に対応されるようになった新しい食中毒である . このウイルスは 2003年までは小型球形ウイルス( small round structured virus; SRSV)と呼ばれていたもので, エンベロープをもたない直径 30 ~ 38 nm の球形ウイルスである . プラス一本鎖 RNA を遺伝子にもち, カリシウイルス科ノロウイルス属に分類される . ノロウイルスはヒト小腸上皮細胞に感染して増殖し, 細胞を破壊する . 1 ~ 3日の潜伏期間の後に下痢, 吐き気, 嘔吐, 腹痛, 発熱, 頭痛などの症状を起こす. このような症状が 1 ~ 2日続いた後治癒し, 後遺症は残らない .**

左, 下から6行目:

**小型球形ウイルス ノロウイルス**

●537ページ

表7.3.11, 3行目:

**SRSV ノロウイルス**

●566ページ

表9.1.1, 2行目:

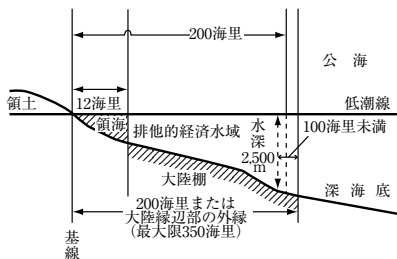
**(国連公海漁業協定) 国連公海漁業協定**

表9.1.1, 脚注:

**わが国は批准していない [ 削除 ]**

●567ページ

図9.2.1:[下図に差し替え]



●569ページ

左, 3~6行目:

公海の資源管理規制から逃れたり....取締まりを  
ねらいとした [ 削除 ]

左, 7~10行目:

公海における国際保存....この協定においては,  
公海における国際保存・管理措置の遵守を促進する  
ための協定で,1993年11月に採択された。わが国は  
2000年に批准し,協定自体は2003年4月に発効した。  
この協定においては,

左, 下から12行目:

わが国は1996年に署名したが,後述の中西部太平洋  
まぐろ条約の出現等,その後の状況変化をふまえ  
批准していない。なお [ 削除 ]

左, 下から9行目:

11日に発効した。正式名称は 11日に発効した  
が,日本については2006年9月6日に効力発生した。  
正式名称は

●570ページ

左, 11~19行目:[9.2.6項を下記文章と差し替え]

2004年6月19日,西部及び中部太平洋における  
高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約  
(通称WCPFC)が発効,同年12月に第1回委員  
会年次会合が開催された。WCPFCの設立により,全  
世界の海域がマグロ類資源の保存管理を行う地域漁  
業管理機関によりカバーされたこととなる。わが国

は2005年7月8日に同条約に加盟し,第2回年次  
会合より委員会メンバーとして参加している。委員  
会は,下部組織として技術遵守小委員会,科学小委員  
会及び北小委員会の3つの小委員会を有し,わが国  
周辺水域を含む北緯20度以北の太平洋水域に分布  
する特定資源(クロマグロ,北太平洋メカジキ及び北  
太平洋ピンナガ)については,わが国を含む同水域の  
沿岸国・漁業国から構成される北小委員会において  
検討され,小委員会の全会一致による勧告に基づき  
保存管理措置が決定される。

●576ページ

左, 2行目:

66の海区 64の海区

左, 下から11行目:

特定の水面において特定の漁業を独占排他的に営  
む権利である。一定の水面において特定の漁業を  
一定の期間排他的に営むことができる権利である。

右, 下から5行目:

意見聴取を行った 意見聴取を経た

●577ページ

左, 下から4行目:

関係漁民 関係漁業者

左, 下から3行目:

関係漁民 関係漁業者

右, 1行目:

関係漁民の全部ではなく

関係漁業者の属する世帯の全部ではなく

●582ページ

左, 16行目:

新たに取得した船舶についての減価償却の割増償  
却, [ 削除 ]

●587ページ

左, 9行目:

(1)元受組織として沿海都道府県を区域とする漁  
業共済組合が (1)元受組織である漁業共済組合が

●641ページ

※左, 下から6行目:

カラゲナン 445, 489

カラゲナン(カラギーナン) 445, 489